

令和 8 年度特定新技術補助金等の支出の目標等に関する方針について

（ 令和 8 年 ○ 月 ○ 日 ）
閣 議 決 定 案

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 34 条の 8 第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度特定新技術補助金等の支出の目標等に関する方針を別紙のとおり定める。

令和8年度特定新技術補助金等の支出の目標等に関する方針

1. はじめに

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号。以下「活性化法」という。)第34条の8第1項の規定に基づき、本方針において、令和8年度の特特定新技術補助金等(同項に規定するものをいう。以下同じ。)の交付に関し、支出の目標等を次のとおり定め、革新的な研究開発を行う研究開発型スタートアップ等(同法第2条第14項に規定する中小企業者又は事業を営んでいない個人(研究者等)であって、研究開発成果の事業化を目指すもののうち、その研究開発が革新的であると認められるもの。以下「特定研究開発型スタートアップ等」という。)への特定新技術補助金等の支出機会の増大を図る。

2. 特定新技術補助金等の内容

特定新技術補助金等については、国等(活性化法第2条第15項に規定するものをいう。5.(1)②及び③を除き、以下同じ。)が交付する新技術補助金等(同項に規定するものをいう。以下同じ。)のうち、次に掲げるものとする。

- ① 特定研究開発型スタートアップ等に対して交付することができ、当該特定研究開発型スタートアップ等がその研究開発の成果を利用した事業活動を行うことができるもの
- ② 特定研究開発型スタートアップ等その他企業等に競争的に応募させ、その中から優れているものとして採択された特定研究開発型スタートアップ等に交付するもの

3. 支出の目標

国等は、令和8年度における国等の特定新技術補助金等の交付額のうち、特定研究開発型スタートアップ等に対して支出する額が、約1444.2億円¹となるよう努める。

¹ 特定研究開発型スタートアップ等への支援を行う基金事業の支出見込額を勘案(「中小企業イノベーション創出推進事業」及び「ディープテック・スタートアップ支援事業」は各年按分額を勘案)

4. 支出の目標を達成するために必要な措置

国等は、次の措置により、特定研究開発型スタートアップ等に対する特定新技術補助金等の支出機会の増大を図る。

(1) 特定新技術補助金等の積極的な位置付け

国等は、特定研究開発型スタートアップ等を交付対象者に含む公募型の新技術補助金等については、当該新技術補助金等の目的に照らして、当該特定研究開発型スタートアップ等がその研究開発成果を利用した事業活動を行うことが困難であるものを除き、特定新技術補助金等に位置付け、特定研究開発型スタートアップ等に対する支出の機会の増大を図るよう努める。

(2) 指定補助金等に準じた措置

国等は、特定研究開発型スタートアップ等に対する支出の機会の増大を図るとともに、イノベーションの創出から社会実装への確度を高めるため、指定補助金等(活性化法第2条第16項に規定するものをいう。以下同じ。)に準じ、可能な限り「指定補助金等の交付等に関する指針」(令和8年 月 日閣議決定。以下「指針」という。)の2.(2)から(4)まで及び3.(2)から(12)までに掲げる措置を講ずるよう努める。

(3) 申請に係る相談の実施

国等は、地方支分部局も活用しつつ、特定新技術補助金等の内容、申請手続等に関する特定研究開発型スタートアップ等からの相談に積極的に応じるよう努める。

(4) 設立15年以内の特定研究開発型スタートアップ等による活用の促進

国等は、特定新技術補助金等のうち、設立15年以内の特定研究開発型スタートアップ等に対する支出額を把握するとともに、その支出機会の増大に努める。

(5) 特定研究開発型スタートアップ等によるオープンイノベーションの推進

国等は、特定研究開発型スタートアップ等が、公的研究機関又は異分野の特定研究開発型スタートアップ等その他の事業者等と連携して、特定新技術補助金等による研究開発又はその成果を利用した事業化を行うことができるよう環境整備に努める。

(6) 情報の提供

国等は、特定研究開発型スタートアップ等による特定新技術補助金等の活用を促進するため、次の措置により、特定研究開発型スタートアップ等に対する特定新技術補助金等に関する情報の提供に努める。

- ① 特定研究開発型スタートアップ等を優先採択する取組等について、SBIR²特設サイトにおけるワンストップでの効果的な情報発信
- ② 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の公募情報一覧や各事業の公募要領等における、事業が特定新技術補助金等である旨の表示
- ③ 説明会の開催等による情報の提供、関係機関を通じた情報の提供

(7) SBIR 推進協議会や関係府省庁等による連絡会議の活用

国等は、SBIR 推進協議会や関係府省庁等による連絡会議を活用し、本方針の実施状況や先進的な取組事例等の共有を図るとともに、関係府省庁、中小企業関係機関等との意見交換及び連絡調整を行い、制度の充実に努める。

5. 事業活動の支援において配慮すべき事項

国等は、次の措置により、特定研究開発型スタートアップ等による特定新技術補助金等の研究開発成果を利用した事業活動を支援する。

(1) 公共調達における受注機会の確保等

国等は、特定新技術補助金等による研究開発成果の事業化を支援するため、次の措置を講ずるとともに、「公共調達のイノベーション化及び中小・ベンチャー企業の活用の促進に係るガイドライン」(平成 31 年4月1日付け府政科技第 261号内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)決定)を踏まえ、予算の適正な執行に留意しつつ、公共調達における受注機会の確保等に努める。

- ① 国等は、特定研究開発型スタートアップ等の入札参加機会の拡大のため、入札対象物件等の分野における技術力を証明できる者については、入札参加資格等級及び過去の納入実績の有無にかかわらず全ての入札への参加が可能であることを広く周知し、その適用事例の拡大に努める。
- ② 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和 41 年法律第 97 号)第2条第3項に規定する国等(③において同じ。)は、物品等の調達に関し、企画競争や総合評価方式に付し、特定新技術補助金等の交付を受けた特定研究開発型スタートアップ等が落札又は選定されなかった場合において、当該事業者等から請求があるときは、その理由を通知する。
- ③ 国等は、「令和8年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について」

² Small/Startup Business Innovation Research

(令和8年4月 21 日閣議決定)に基づき、「高度かつ独自の新技術を有するスタートアップ等との随意契約(スタートアップ技術提案評価方式)についての申合せ」(令和6年6月 10 日関係省庁等申合せ)の一層の活用に努める。

④ 公共調達を行う各府省庁も活用できるよう SBIR 特設サイトの拡充を図る。

(2) 指定補助金等に準じた措置

国等は、指定補助金等に準じ、可能な限り指針4.(3)から(6)までに掲げる措置を講ずるよう努める。

(3) 認定経営革新等支援機関等による経営支援

国等は、特定新技術補助金等の研究成果を利用して新たな事業活動を行う特定研究開発型スタートアップ等に対し、中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)第 31 条第2項に規定する認定経営革新等支援機関等による事業化に向けた経営支援(事業計画の策定並びに当該計画に従って行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言を含む。)が効果的に行われるよう、支援ネットワークの構築、支援ノウハウの提供等に努める。

(4) 技術人材面での支援

国等は、特定新技術補助金等を活用した特定研究開発型スタートアップ等のうち、高い研究開発意欲と能力を有している者が、新たな分野に挑戦するために必要な技術者を確保するため、研究者、技術者等の研究人材を対象とした求人公募情報を提供する既存のデータベースと SBIR 特設サイトを連携し、当該企業が必要とする人材が確保できるよう支援を行う。

また、国等は、地域内外の若者、女性、シニア等の多様な人材から地域の特定研究開発型スタートアップ等が必要とする人材の発掘等に努める。

(5) 研究開発成果の市場への普及

国等は、事業化が見込まれる特定新技術補助金等の研究開発成果について、独立行政法人中小企業基盤整備機構主催の展示会、マスメディア等を通じ、広く一般に広報するとともに、販路、資金等のマッチング機会の提供の充実を図るなど、技術開発にとどまらず、販路開拓までの支援を行うよう努める。

また、「J-GoodTech(ジェグテック)」³のサイトの登録審査において、特定新技術補助金等の交付を受けた特定研究開発型スタートアップ等については、その事

³ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する優れた技術・製品を有する中小企業・小規模事業者等と国内大手メーカーや海外企業とのマッチングサイト

業の内容に照らして技術審査を行うことで審査を簡素化し、同サイトを活用したマッチングや事業提携、製品・技術・サービス等の情報発信に努める。

6. 方針の実施

- (1) 内閣府は、SBIR 制度が効果的かつ効率的な運用がなされるよう、関係省庁等と連携しつつ、指針に規定する制度の評価及び改善の実施その他の取組に沿った取組を行う。また、制度の改善の実施に当たっては、支出機会の増大及び当該支出内容が SBIR 制度の趣旨に沿ったものであることを担保するため、3. の支出の目標に対する支出の実績や支出先の事業者の適切性について分析することにより、制度の改善に努める。
- (2) 国等は、本方針の普及及び徹底を図るため、(1)の取組を着実に、かつ、透明性をもって遂行する。また、上記の措置の実施状況について関係府省庁等の間で密接に連携するとともに、本方針の実施について、所管する独立行政法人等を指導する等適切な管理に努める。
- (3) 国等は、公益法人を通じて交付する新技術補助金等について、特定新技術補助金等に類するものと位置付け、可能な限り同様の措置に努める。
- (4) 国等は、(1)を踏まえ、本方針の実施状況を毎年度適切に把握し、実効性をより向上させるために必要な措置を講ずる。

(別表)

令和8年度における国等の特定新技術補助金等の特定研究開発型スタートアップ等への支出目標額(単位:億円)

各省名	支出目標額
内閣府	19.7
総務省	65.9
文部科学省	260.5
厚生労働省	12.8
農林水産省	94.9
経済産業省	895.9
国土交通省	66.7
環境省	9.6
防衛省	18.2
合計	1444.2

* 注 上表「支出目標額」は、特定研究開発型スタートアップ等への支援を行う基金事業の支出見込額を勘案(「中小企業イノベーション創出推進事業」及び「ディープテック・スタートアップ支援事業」は各年按分額を勘案。)。

* 注 上表内閣府における「支出目標額」は、内閣府以外の省庁に配分する予算により支出するものも含まれる。

* 注 上表防衛省における「支出目標額」は、当該年度の契約に基づき、当該年度に支払われる経費と翌年度以降に支払われる経費の合計を勘案したものである。

* 注 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。